

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

株式会社 夢工房  
ケアプランいっぽ

## 目次

- 1 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）
- 2 事業者（法人）の概要
- 3 居宅介護支援事業所の概要
- 4 事業の目的及び運営の方針
- 5 居宅介護支援の内容
- 6 利用料金
- 7 相談・苦情の窓口
- 8 秘密保持
- 9 事故発生時の対応
- 10 医療との連携
  - 11 公正中立なケアマネジメントの確保
  - 12 虐待防止のための措置
  - 13 重要事項説明書の説明日

# 居宅介護支援 重要事項説明書

令和 6年 4月 1日現在

## 1 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）

氏名	林 晴美
----	------

## 2 事業者（法人）の概要

事業所（法人）名	株式会社 夢工房
所在地	愛知県一宮市相生1丁目6番20号
連絡先	0586-26-2224
代表者名	代表取締役 日野 和人

## 3 居宅介護支援事業所の概要

### （1） 事業所の所在地等

事業所名	ケアプランいっぽ
所在地	江南市飛高町栄22番地
連絡先	(0587) 22-6226
事業所番号	(0587) 22-6461
管理者名	林 晴美

### （2） 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

※土・日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）は休み

### （3） 職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
管理者	1名	常勤兼務	介護支援専門員兼務
介護支援専門員	1名	常勤兼務	管理者兼務

### （4） サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	江南市・一宮市・岩倉市・稻沢市・小牧市
---------------	---------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

#### 4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社 夢工房が開設するケアプランいっぽ（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という）が、要支援、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。</li> <li>事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。</li> <li>事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。</li> <li>事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。</li> <li>利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行い、介護支援専門員等に対し、研修を実施する等の措置を行う。</li> <li>事業の実施に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。</li> </ol>

## 5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

### （1）居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも月に1回、ケアマネジャーが利用者の居宅を訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

### （2）居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>救急車への同乗</li><li>入退院時の手続きや生活用品調達等の</li></ul>
-----------------	---

	<p>支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家事の代行業務</li> <li>● 直接の身体介護</li> <li>● 金銭管理</li> </ul>
--	--

## 6 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

### (1) 居宅介護支援利用料（地域区分 1単位：10.42円）

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援（Ⅰ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	11,316円/月 (1,086単位)	14,703円/月 (1,411単位)
居宅介護支援（Ⅱ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件未満	5,668円/月 (544単位)	7,336円/月 (704単位)
居宅介護支援（Ⅲ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,397円/月 (326単位)	4,397円/月 (422単位)

### (2) 加算

加算名称	料金(単位数)	算定要件
初回加算	3,126円/月 (300単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に居宅サービス計画を作成する場合</li> <li>・要介護状態区分が2区分変更された場合</li> </ul>
入院時情報連携加（Ⅰ）	2,605円/月 (250単位)	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に對して必要な情報を提供了した場合

入院時情報連携加算（II）		2,084 円/月 (200 単位)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携 1回	4,689 円/回 (450 単位)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	連携 2回	6,252 円/回 (600 単位)	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 1回	6,252 円/回 (600 単位)	
	連携 2回	7,815 円/回 (750 単位)	
	連携 3回	9,378 円/回 (900 単位)	
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,084 円/回 (200 単位)	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算		521 円/回 (50 単位)	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
ターミナルケアマネジメント加算		4,168 円/月 (400 単位)	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケア方針に関する当該利用者又はその家族の意向を確認した上で、その死亡日及び死亡前 14 日以内 2 日以上、当該利用者又は、その家族の同意を得て、当該利用者の居宅を

		訪問し、当該利用者の心身状況等を記録し、主治医の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合
--	--	--

### (3) 減算

減 算 名 称	料 金 ( 単 位 数 )	算 定 要 件
特定事業所集中減算	1月につき 200 単位を 減算	正当な利用なく特定の事業所に 80%以上集中した場合 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
運 営 基 準 減 算	所定単位数の 50%で 算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていらない場合

### (4) その他

交 通 費	お住まいがどこでも無料です。
解 約 料	解約料は一切かかりません。

## 7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員（ケアマネジャー）までご連絡ください。

### (1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	林 晴美
連 絡 先	0587-22-6226

### (2) 他の相談窓口

江南市 介護保険課	0587-54-1111
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
一宮市 介護保険課	0586-85-7017
岩倉市 長寿介護課	0587-38-5811
稻沢市 高齢介護課	0587-32-1292
小牧市 介護保険課	0568-76-1153

## 8 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

## 9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

## 11 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
前6ヶ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6ヶ月間に間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を利用者及びご家族に説明するとともに介護サービス情報公表制度において公表します。

## 12 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	林 晴美
-------------	------

### 1.3 重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日	令和	年	月	日
-------------	----	---	---	---

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業者（法人）名	株式会社 夢工房
代表者名	日野 和人
事業所名	ケアプランいっぽ
説明者氏名	林 晴美

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

署名代行者

私は、本人の意思確認し署名代行いたしました。

利用者との関係

署名代行事由

(別途資料) 前6ヶ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合等  
事業所が前6ヶ月に間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等は下記のとおりです。

(1) 集計期間

集計期間	令和6年9月1日	から	令和7年2月28日	まで
------	----------	----	-----------	----

(2) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

サービス種別	利用割合(%)
訪問介護	31.1%
通所介護	58.6%
福祉用具貸与	63.2%

(3) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたもの割合

サービス利用	提供事業所名、割合(%)					
訪問介護	ほくと訪問介護ステーション	17.9%	アルファ介護サービス	17.9%	訪問介護センター きふらん江南	8%
通所介護	デイサービスリハビリいっぽ	48.4%	デイサービス笑楽	12.7%	デイサービス喫茶 ポンポン	8%
福祉用具貸与	メイコー医療(株)	36.8%	(株)一宮福祉サポート	17.6%	有限会社どんぐり	17.6%